

レギュレーション M 改正案の内容

1 IPO 関連

(1) IPO をめぐる問題行為

- スピニング 引受証券会社が IPO 銘柄を企業幹部に割り当て、見返りとして投資銀行ビジネスを受注
- ラダリング 引受証券会社が IPO 銘柄の割り当ての条件として、流通市場での取引開始後、追加的な購入を顧客に約束させる。
- キックバック 引受証券会社が、IPO 銘柄の割り当てと引き換えに法外な手数料を得たり、当該銘柄の売却益の一部を顧客と共有したりする。

(2) 証券発行に係る不当な対価の禁止

引受業者、発行者等が直接・間接に、目論見書等に記載された発行価格に上乘せしたり、顧客から対価を受け取ったりすることを禁止する。公募・私募のいずれにも適用される。(SEC 規則 106)

(3) IPO 時の取引制限期間の長期化

- 発行者と証券業者との間で、当該証券業者が引受業者となることについての合意を交わした時、または引受業者等が分売の参加者となった時に始まり、分売への参加の終了をもって終わる。(SEC 規則 101)
- 引受業者がない場合、登録届出書の SEC への提出時またはオフリング・ドキュメントの提供時または引受業者等が分売の参加者となった時に始まり、分売への終了をもって終わる。(SEC 規則 102)

2 シンジケートカバー取引の開示強化とペナルティ・ビッドの禁止

(1) シンジケートカバー取引

証券発行時に引受数量を超える売付（オーバーアロットメント）が行われる場合に、引受主幹事がオーバーアロットメントにより生じたショートポジション解消のために市場で行う買い付け（シンジケートカバー取引）に関して、シンジケートカバー取引を目的とするビッドを出す業者に対し、当該ビッドがシンジケートカバー取引であることを特定するよう義務付け。(SEC 規則 104)

(2) ペナルティビッド

引受シンジケート団に属する証券業者の販売した株式が、シンジケート・カバー取引で取得された場合に、主幹事が当該証券業者の販売手数料取り分の返却を認めるペナルティビッドを禁止。(SEC 規則 104)

以上